

名古屋はれ一俱楽部規約（web版）

（2018年7月1日）

1 総則

- 第1条 本俱楽部は「名古屋はれ一俱楽部」（科学館承認〈1986/01〉）と称する。
- 第2条 本俱楽部はメンバー相互の親睦を図り、天文学習を積み、あわせて名古屋市科学館天文クラブの興隆に寄与することを目的とする。
- 第3条 本俱楽部の事務局（個人情報を含むため、Web版では削除。）
- 第4条 本俱楽部は第2条の目的を達成するため、下記の行事を行う。
1. メンバー相互の連携を図る行事
 2. 星の学習を通じて、人生をより豊かに優雅にすごすことに役立つ行事
 3. その他、本俱楽部の目的を達成することに役立つ行事

2 会員

- 第5条 本俱楽部は名古屋市科学館天文クラブ会員（シニアの会登録〈1985/09〉）で、満20歳以上の者及び特別会員で組織する。
退会は、本人の申し出による。もしくは第22条に定める期間までに連絡なしで会費を納入しない場合自動的に退会となる。
- 第6条 会員は別に定める会費を納める。
- 第7条 本俱楽部には、代表、幹事若干名（内会計1名）を置く。幹事は総会で選出する。
- 第8条 代表は、幹事の互選による。
- 第9条 幹事会は代表、幹事で構成し、行事の推進を協議し、俱楽部の運営にあたる。
- 第10条 総会の議決を経て、本俱楽部に顧問、相談役を置くことができる。
- 第11条 幹事の任期は1年とする。
ただし、再任を妨げない。

3 行事

- 第12条 年度最初の定例会において総会を行う。
- 第13条 本俱楽部の行事は、年3回の定例会と、任意の臨時の会・番外の会を開く。
- 第14条 総会の議決は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、幹事が決める。
- 第15条 総会では、幹事および会計の選出、年間行事計画を議す他、前年度行事並びに会計を文書で報告する。
- 第16条 臨時総会並びに幹事会は必要に応じて開く。

4 会計

- 第17条 本俱楽部の会計は、会費および寄付金等を当てる。
- 第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 会費は総会で承認を得た行事と、連絡費に使用する。それ以外の支出は、幹事全員の同意を得るものとし、次の定例会ですみやかに報告する。なお、会費は飲食費には充当しない。

5 付則

- 第20条 この規約の変更は、総会において出席者の過半数の決議による。
- 第21条 本規約第6条中の会費は、年2,000円（2014年1月24日決定）とする。
行事不参加でも、会費は返却しない。
- 第22条 会費納入期間は4月1日より6月30日までに当該年度1年分を納入する。

（事務局：個人情報を含むため、Web版では削除）